様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 2024年　10月　31日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） しーいーしーにいがたじょうほうさーびす  一般事業主の氏名又は名称 シーイーシー新潟情報サービス株式会社  （ふりがな）もがみ　まさと  （法人の場合）代表者の氏名　最上　正人  住所　〒950-0913  新潟県新潟市中央区鐙２丁目１０番６号  法人番号　3110001002337  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社のDX推進の取り組み | | 公表日 | 2024年　9月　30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | シーイーシー新潟情報サービス株式会社　公式ウェブサイト＞企業情報・沿革＞当社のDX推進の取り組み  『環境変化を踏まえたCEC DXビジョン』  『CECの目指すDX取り組みの方向性』  https://www.cec-nis.co.jp/company/pdf/dxtorikumi.pdf | | 記載内容抜粋 | ・当社は1974年創業以来約半世紀に渡り、ICT関連のサービス提供、製品販売、システム開発に携わってまいりました。これまでも幾つかの大きな変革期がありましたが、DXによりビジネスの在り方が変わろうとしている今は、まさに新たな変革期のただ中にあると言えます。当社は地域のベンダーとしてあるいはシステムインテグレーターとして今まで築き上げてきたお客様との関係と実績を基に、DXによるお客様の課題解決が当社の使命であるとの自覚を持ち、地域はもとより全国のお客様へ新たな価値を届けて参ります。  ・当社は、お客様への新たな付加価値作りを目指し、顧客への提案活動をより高度化すべく営業変革を進めております。変革の原動力となるデジタル化投資を行い、システム基盤実装後は、より高度な顧客への提案活動を推進し、デジタルマーケティングに取り組み、収益性の高い事業構造へと変革を進めて参ります。  これらの活動はシステムインテグレーターとしての経験値を高めるものであり、この経験値、ノウハウを外販活動にも活用して参ります。  さらに、ヒト・モノ・カネに続く第４の資源と言われるデータをAI等の最先端技術によりさらに価値を引き出すために、当社は専門テクノロジースキルを有するデジタル人材育成し、地域のベンダーとして新潟県地域全体の産業・社会の活性化（観光、農林水産業、中堅・中小企業等）、お客様の価値向上に貢献して参ります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ホームページに記載されている内容は取締役会にて2024年9月24日に承認された内容であり、代表取締役社長が責任を持って推進することとしています。  またホームページの内容も社長名で発信しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社のDX推進の取り組み | | 公表日 | 2024年　9月　30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | シーイーシー新潟情報サービス株式会社　公式ウェブサイト＞企業情報・沿革＞当社のDX推進の取り組み  『CEC DX戦略』  https://www.cec-nis.co.jp/company/pdf/dxtorikumi.pdf | | 記載内容抜粋 | ＜公表内容＞  ■営業活動の高度化  　当社は顧客接点の最前線にいる営業の提案からサポートまで全ての活動を高度化していくための方策として、基幹システムを中心にシステム基盤を刷新・強化して参ります。  　新しいシステム基盤では、これまで個々に管理されていた、受注情報、顧客情報、システム導入履歴、サポート情報等、社内のあらゆるデータを一元化しデータ統合し、導入システムの状況やサポート状況を見える化します。  昨今、システム提案は仮想化やクラウド活用、セキュリティへの考慮等、ますます複雑化しており、新技術への対応等、お客様の要求も多岐にわたっています。　当社は新基盤を活用し、お客様によりスピーディーに、トータルで最適な提案を行えるようにしてまいります。  例えば、お客様システムの契約漏れや保守契約切れ等を予め洗い出しお客様にご提案する等、システム導入からサポートまでお客様から安心してトータル管理をお任せいただけるよう営業プロセスの変革を推進して参ります。    ■デジタルマーケティングによる営業活動変革  　近年急激に浸透したオンラインイベント、ウェビナーを核に、当社ではイベントで集めたリードに対してICT情報、商材情報をWebやメルマガの提供によりデジタル活用でのリードナーチャリングを実践しております。  収集したリードの行動情報はMA ツールに記録、営業、マーケティング部門等全社で共有し、顧客の行動を把握することで購買意欲の高い顧客にフォーカスし、より効率的な案件開拓・販売を図っております。  また、今後は日々蓄積しているデータを自ら分析することで、その分析結果をデジタルマーケティングの活用に活かし、デジタルの力で未開拓の販売領域にアプローチすることでビジネスを拡大すべく変革を進めて参ります。    ■生成AI技術の活用による生産性向上  近年あらたに出てきた生成AIの技術は産業構造、社会構造に根本的に大きな影響を与えると言われています。この生成AI技術を事業や経営に活用し当社の成長につなげるため、当社では経営層から従業員の一人ひとりまで、これまで取り組んできた画像認識や機械学習等のAIの知見も併せ持って活用し、より多くのユースケースを生み出して参ります。  これらの活動を当社が自ら率先して実践していくことで、多様なノウハウを蓄積し、お客様のあらゆる業務への適用を提案し、活用促進していくことで、慢性的な人手不足を抱える地域社会全体の変革、地域社会のDX推進に貢献して参ります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ホームページに記載されている内容は取締役会にて2024年9月24日に承認された内容であり、代表取締役社長が責任を持って推進することとしています。  またホームページの内容も社長名で発信しています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | シーイーシー新潟情報サービス株式会社　公式ウェブサイト＞企業情報・沿革＞当社のDX推進の取り組み  『DX推進体制』『人材育成』  https://www.cec-nis.co.jp/company/pdf/dxtorikumi.pdf | | 記載内容抜粋 | ・当社は代表取締役社長を総責任者とする「DX推進プロジェクト」を立ち上げ、全社で戦略実現に向け取り組んでおります。DX戦略の策定は部門横断で検討し、DX戦略の実行を支える組織として「DX推進事務局」も設置しております。  ・DX推進を支える人材育成にも積極的に投資するなど注力しており、特にデータサイエンティスト等の専門テクノロジースキルを保有する人材を計画的に育成しております。  　生成AI活用においてはプロンプトエンジニアリングのスキル向上を促進し、人材を育成しております。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | シーイーシー新潟情報サービス株式会社　公式ウェブサイト＞企業情報・沿革＞当社のDX推進の取り組み  『DX戦略実現に向けた環境整備』  https://www.cec-nis.co.jp/company/pdf/dxtorikumi.pdf | | 記載内容抜粋 | 当社で既存システム維持にかかる予算を抑え、当社顧客接点の改革を進めるべく新しいデジタル活用基盤（新基幹システム構築、顧客DB整備、MAツール等の導入）に対してIT投資予算を重点的にシフトさせております。    新しいデジタル活用基盤では、基幹システムから生成される受注情報をはじめ、顧客情報、システム導入履歴、サポート情報等、社内のあらゆるデータを一元管理し、これら集約したデータの分析が行えるようになります。  この基盤整備とMAツールの導入により、デジタルマーケティングへの取り組みを強化することが出来、当社戦略である営業変革が実現するものと考えます。  （2025年４月を目標に基幹システム第二次開発完了予定） |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社のDX推進の取り組み | | 公表日 | 2024年　9月　30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | シーイーシー新潟情報サービス株式会社　公式ウェブサイト＞企業情報・沿革＞当社のDX推進の取り組み  『DX推進目標』  https://www.cec-nis.co.jp/company/pdf/dxtorikumi.pdf | | 記載内容抜粋 | 当社は2025年度までに、DX推進によって目指す姿を実現するため以下目標設定をしております。  ■営業活動の高度化  新デジタル活用基盤構築（全社情報システム構築）  　　2022年９月　一次開発完了し、現在第二次開発中  　　2025年４月　新デジタル基盤開発完了  ■デジタルマーケティングによる営業活動変革  デジタルマーケティングによる問い合わせ件数増加：2025年までに300%達成  ■生成AI技術を活用による生産性向上  　・生成AIのユースケースの創出　2025年までに５業務  　・売上高営業利益率の向上 1ポイント向上  　・従業員一人当たり営業利益の拡大　５％UP |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年　9月　30日 | | 発信方法 | DX推進委員会の総責任者である代表取締役社長名で、当社ウェブサイトにて今後の方向性や戦略の推進状況について発信しております。  シーイーシー新潟情報サービス株式会社　公式ウェブサイト＞企業情報・沿革＞DX推進の進捗状況(2024年9月現在)  https://www.cec-nis.co.jp/company/pdf/dxshinchoku.pdf | | 発信内容 | ＜進捗状況の発信内容＞  ■営業活動の高度化■  　当社では営業活動の高度化を実現すべく、現在新しいシステム基盤(新基幹システム)を構築しており、構築の第１期が完了しました。  ・第１期：２０２２年９月 完了  ・第２期：２０２５年４月完了予定  ■デジタルマーケティングによる営業活動変革  当社はデジタルマーケティングによる問い合わせ件数増加を目指し、以下活動を行っております。  ・お客様向けにDXソリューションをご提案するオンラインとリアルのハイブリッドフェア「CECソリューションフェア2024」を 2024年6月13日に開催しました。    ・オンデマンドウェビナーを開催  販売管理・倉庫管理をテーマに 8 コンテンツを配信中（2021年11月より）  生成AIの活用法について基礎編と応用編　2コンテンツを配信中（2024年2月より）  ・メルマガ「DXメルマガ」を配信開始（2024年1月～）  ■生成AI技術活用による生産性向上  ・2024年６月13日に開催したCECソリューションフェアにおいて、生成AI技術を活用したお客様向けチャットポットサービスを提供しました。  ■DX人材育成  ・2024年７月26日～8月2日：NEC「データ活用プロジェクト実践コース」を受講　10名  ・プロンプトエンジニアリング講座受講　　3名 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　10月頃 | | 実施内容 | DX推進指標による自己分析を実施し、IPA自己診断フォーマットに入力しております。  最新のデジタル技術については、DX推進プロジェクトの総責任者である代表取締役社長が中心となってその動向を把握するとともに評価し、お客様向けのソリューションへの適用の可能性を検討しております。また、自社のITシステムについては、ビジネス環境や利用状況をふまえ、情報資産の現状を定期的に分析・評価し、取締役等で議論しております。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2006年　11月頃　～　現在 | | 実施内容 | 当社では情報セキュリティ対策を重要な経営課題として捉えております。  サイバーセキュリティ経営ガイドラインおよび監査標準・情報セキュリティ方針・内部統制/IT方針等に則り情報セキュリティ監査を標準・マニュアル化し、組織全体での対応方針を策定しております。また、それらの対応方針に従い、定期的に内部監査、外部IT監査を行い適宜リスク把握に努めております。  当社は定期的に監査を実施しており、その実施状況は以下の通りとなります。  ＜監査実施状況＞  ■監査目的  ・IT諸基準に沿った運用及び保守が正しく行われているか  ・内部統制に沿った運用がされているか  ・セキュリティガイドラインに従った運用がなされているか  ■監査対象   　本社・支店におけるISMS  ■監査の実施期間（年１回実施/直近の実施状況）    社内監査　2024年8月6日～8日    社外監査　2024年9月18日～20日  ■監査実施者（もしくは内部監査・外部監査の別）    内部監査　内部監査員    社外監査　一般社団法人日本品質保証機構  ■採用した監査手続きの概略    社内監査　内部監査(ISO27001)    社外監査　ISO27001　2022年度版更新審査  ※上記に加え、当社取り組みとして、情報セキュリティ委員会を設置し、セキュリティ対策・緊急インシデント発生時の対応方法、管理体制の見直しや再発防止計画を作成しPDACを回しています。情報セキュリティ委員会での検討事項は必要に応じてマネジメントレビューにて重要な経営課題として対策検討を行っております。 直近の問題は発生しておりません。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。